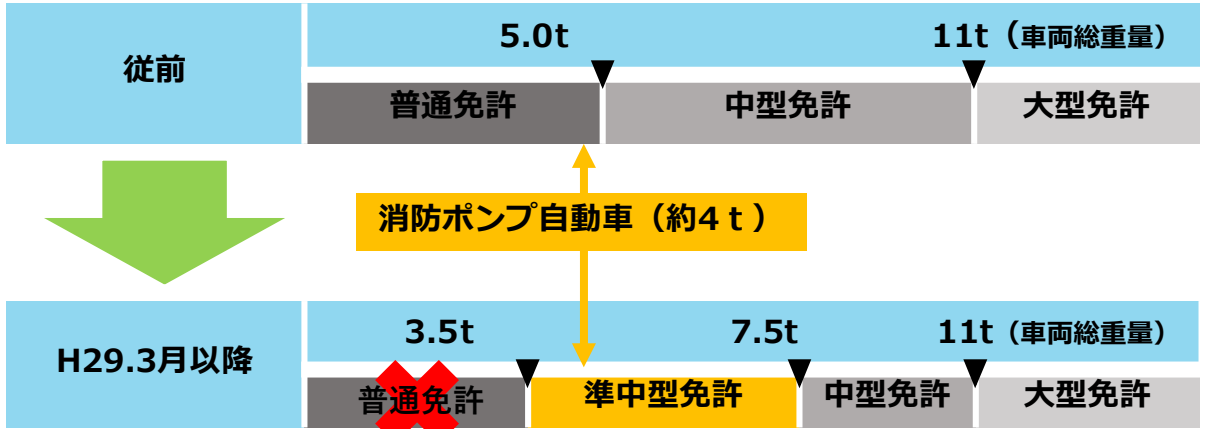


笠間市消防団員準中型免許取得補助金



課題

平成29年3月12日以降に取得した普通免許では現在の消防ポンプ自動車（総重量約4 t）は運転をすることができなくなりました。

対策

消防団車両の運行維持のため、消防団員に対する**免許の取得費用を補助する制度**を創設【笠間市消防団員免許取得補助金交付要綱を策定】

1. 補助対象者

笠間市消防団員のうち、保有免許が普通免許（平成29年3月12日以降に取得し、最大車両総重量が3.5 t 未満）の方で次の条件を満たす方

- (1) 市税を滞納していない方
- (2) 普通免許取得から3年以上経過している方
- (3) 本助成により免許取得後、3年以上団員として活動することを誓約できる方

2. 補助対象経費

- (1) 入学金
- (2) 講習受講料
- (3) 最初に受ける終了検定費用
- (4) 最初に受ける卒業検定費用
- (5) 免許の交付に要する費用

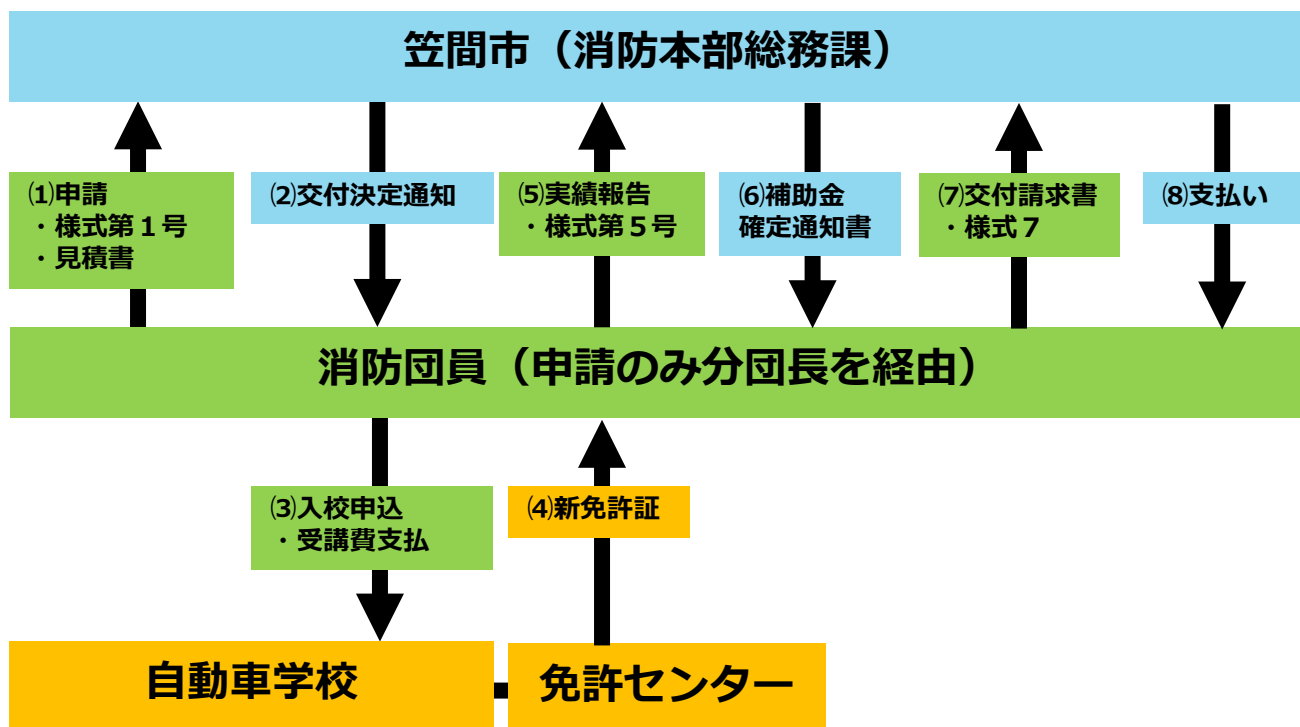
※ 追加教習費用、教習所までの交通費、自習用教材等の購入費は**対象外**です。

※ 補助金交付の前に、教習所に立替払する必要があります。

3. 補助限度額

補助対象経費を合わせた額とし、**16万円**を限度とします。

4. 申し込み方法



- (1) 分団長を経由して消防本部総務課へ申し込み書類を提出する
- (2) 交付決定通知書を受ける
- (3) 自動車教習所へ入校を申し込み、費用全額を支払う
- (4) 教習を受け、卒業したら免許センターへ行き免許の交付を受ける
- (5) 実績報告書を消防本部総務課へ提出する
- (6) 補助金確定通知書を受ける
- (7) 交付請求書を消防本部総務課へ提出する
- (8) 補助金を受け取る

5. 交付決定の取消し及び補助金の返還

補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消します。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 免許取得後3年未満で退団するとき
- (4) 免許取得後3年未満で当該免許が取消しになったとき

※ 補助金の決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに**補助金を返還**していただきます。ただし、公務災害等やその他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りではありません。